

## 答申第70号（諮問第73号）

「地元住民が平成16年11月1日から県に11回にわたり、通報してきた市地区の処分場設置予定地付近の不法投棄疑義事案について、県が平成17年6月6日までに、不法投棄の事実はないと結論づけるに至った経緯と根拠を示す一切の資料（地権者、搬送者、排出者、依頼者などの調査に係る復命書、投棄物質の分析に係る報告書などを含む）。」の部分開示決定に対する異議申立てに係る答申書

## 第1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。
- (2) その余についての決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成17年6月8日付けで、「地元住民が平成16年11月1日から県に11回にわたり通報してきた 市 地区の 処分場設置予定地付近の不法投棄疑義事案（以下「当該疑義事案」という。）について、県が平成17年6月6日までに、不法投棄の事実はないと結論づけるに至った経緯と根拠を示す一切の資料（地権者、搬送者、排出者、依頼者などの調査に係る復命書、投棄物質の分析に係る報告書などを含む。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成17年6月24日、本件請求に対応する公文書を「事案名「最終処分場建設予定地付近不適正処理」に関する一切の書類」（以下「本件公文書」という。）であると判断し、条例第14条第2号、第3号及び第6号に該当する情報が含まれていることを理由として、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件公文書を一部開示しない理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

#### ・条例第14条第2号該当

「個人の職・氏名、住所及び電話番号」、「現場の地番のうち個人所有に係るもの」及び「指導記録に記載されている調査対象者」については、個人識別情報のため。

『産業廃棄物不適正処理事案記録簿』の『事案の概要』の2文目、「H17.1.8 作成メモ 市役所からの聴き取り『4』の4行目及び5行目の文」、「同『5』の4～5行目及び7行目の文」、「H17.1.8 作成メモ農業公社にて聴き取り4～10行目の文」及び「調査日時 H17.4.19 の指導記録の欄外の文」は個人識別情報及び個人の権利利益を害するおそれがあるため。

#### ・条例第14条第3号イ該当

「残土搬入業者名及びその住所」、「残土が排出された工事現場名及びその住所」、「指導記録に記載されている調査対象者」及び「調査の過程で撮影した写真のうち業者が特定できるものなど」については、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

#### ・条例第14条第3号ロ該当

「残土搬入業者から提出を受けた設計書鏡」、「廃棄物の撤去報告書」、「廃棄物を撤去した際のマニフェストの写し」、「農業公社から提供を受けた資料の写し」、「調査の過程で撮影した写真のうち業者が特定できるものなど」、「残土発生現場の工事業者が行った残土の計量証明書の写し」、「残土が排出された工事に関する土工事概要書の写し」、「残土が排出された工事に関する工事費集計表

の写し」、「残土搬入についての承諾書の写し」、「残土が排出された工事に関する土工事施工計画書の写し」、「残土搬入業者から提出を受けた写真」及び「公図」については、公にしないことを条件として任意に提供されたものであるため。

・ 条例第 14 条第 6 号該当

「残土搬入業者名及びその住所」、「指導記録に記載されている調査対象者」、「指導記録に記載されている聴取内容」及び「高崎保健福祉事務所から F A X にて送信された指導記録簿に記載されている聴き取り内容」については、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、平成 17 年 7 月 11 日付けで、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は条例第 26 条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)に対して、平成 17 年 7 月 26 日、本件異議申立て事案の諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第 3 争点

1 争点 1 ( 条例第 14 条第 2 号ただし書口該当性 )

本件公文書に記載された個人の職氏名、住所、電話番号及び聴き取り内容等の情報が、条例第 14 条第 2 号ただし書口に該当するか。

2 争点 2 ( 条例第 14 条第 3 号イ該当性 )

本件公文書に記載された法人(業者)名、住所、電話番号及び工事現場名等の情報が、条例第 14 条第 3 号イに該当するか。

3 争点 3 ( 条例第 14 条第 3 号ロ該当性 )

本件公文書に添付された法人(業者)から任意に提出された情報が、条例第 14 条第 3 号ロに該当するか。

4 争点 4 ( 条例第 14 条第 3 号ただし書該当性 )

本件公文書で法人等事業情報として条例第 14 条第 3 号イ及びロに該当し非開示とされた情報が、同号ただし書に該当するか。

5 争点 5 ( 条例第 14 条第 6 号該当性 )

本件公文書に記載された調査対象者名(法人及び個人)、住所及び聴取内容等の情報が、条例第 14 条第 6 号に該当するか。

第 4 争点に対する当事者の主張

1 争点 1 ( 条例第 14 条第 2 号ただし書口該当性 )

( 1 ) 申立人の主張

当該疑義事案は申立人らによる調査の結果、不法投棄の事実を報告し、また分析試験( pH テスト )を行った結果、強アルカリが検出されたため環境汚染のおそれが高いこと、また実施機関による分析結果からも、強アルカリや全シアンを検出が確認され、しかも予算不足という言い訳で、環境ホルモンや P C B、ダイオキシンなどの分析を怠っていることから、現実に投棄された物質から周辺、下流に溶出物

が流出及び地下浸透しており、人の生命、健康、生活又は財産を害している事実があるうえに、将来これらが侵害される蓋然性も極めて高い。

そのため、これらを保護するために公にする必要性及び正当性が認められる。

申立人の「当該個人の行為は不法投棄ではないと判断したのだから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にできる」とし、条例第14条第2号口に該当するとする主張は、条例第14条第2号の個人の権利利益の重要性を考慮し十分な保護を認め、原則非開示で例外開示とする趣旨に則っており、実施機関のいう「個人識別情報の公開の必要性と可能性をはき違えたものである」とする見解は失当である。

## (2) 実施機関の主張

当該疑義事案は調査（以下「当該調査」という。）の結果、不法投棄の事実はなく、また分析試験を行った結果、有害物質も検出されなかったため環境汚染のおそれも低いことから、現実には人の生命、健康、生活、又は財産を害している事実はないし、将来これらが侵害される蓋然性も高くはない。そのため、これらを保護するために公にする必要性及び正当性は認められない。

申立人の「当該個人の行為は不法投棄ではないと判断したのだから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にできる。」とし、条例第14条第2号口に該当するとする主張は、条例第14条第2号の個人の権利利益の重要性を考慮し十分な保護を認め、原則非開示で例外開示とする趣旨を理解しておらず、個人識別情報の公開の必要性と可能性をはき違えたものであり、認められない。

## 2 争点2（条例第14条第3号イ該当性）

### (1) 申立人の主張

実施機関の調査が行われたことは、産業廃棄物の不法投棄もしくはその疑いがあったことを意味するものである。今回の調査結果は、極めて不十分なもので、通報者である申立人らに重要な情報は隠したままである。このため、申立人らが通報したとおり、本件は不法投棄の疑いが極めて強く、実施機関が、調査対象法人を異常にかばって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の違反を黙認しようとしていることを示唆している。

これらのことから法人の名を公にしないことは、実施機関の責務の遂行力を疑わせ、通報者に対する結果責任を放棄し、県民の正当な利益を害するおそれがある。

### (2) 実施機関の主張

廃棄物政策課は産業廃棄物の適正処理推進を所管する部署であり、当課の調査が行われることは、産業廃棄物の不適正処理もしくはその疑いがあったことを意味するものである。当該調査により不法投棄の事実はなく、調査対象法人は何ら法の違反を犯したものではない。

これらのことから法人の名をむやみに公にすることは、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

## 3 争点3（条例14条第3号ロ該当性）

### (1) 申立人の主張

当該調査は、申立人らの通報により廃棄物処理法第19条第1項に基づく立入検査権に基づく調査である。不法投棄場所には現在でも大量の得体の知れない物質が地下に埋め込まれている。

廃棄物投棄の事実が不明瞭だから、実施機関は同法で付与された立入検査権、報告徴収権を行使して指定区域設定権及び改善命令権などを発動し、告発できるのであるから、「調査の進展を図るために、公にしないという条件を付けたことは合理的であった」などと勝手に自己の任務を放棄した発言は、調査対象法人に対して、あまりにも配慮しすぎて、何らかの意図が感じられる。

#### (2) 実施機関の主張

当該調査は廃棄物処理法第19条第1項の立入検査権に基づく調査ではなく、全て調査対象法人の任意の協力により行われた調査である。そしてその調査の際に、資料の提出等を求めた時にも同法第18条の報告の徴収権限を行使せずに、当課から公にしないことを条件として、または調査対象法人から公にしないことを条件として提出されたものである。

廃棄物の不法投棄の事実があるのか否か不明確の状態の中で、調査の進展を図るために、公にしないという条件を付けたことは合理的であった。

### 4 争点4 ( 条例第14条第3号ただし書該当性 )

#### (1) 申立人の主張

条例第14条第3号ただし書に該当すると主張している根拠は、前述のとおり不法投棄の疑惑が強く残っており、また環境汚染、とりわけ土壌汚染、地下水汚染のおそれも極めて高いことから、現実には人の生命、健康、生活又は財産を害している可能性が高く、将来これらが侵害される蓋然性も同様に高い。

よって、人の生命、健康、生活、又は財産を保護するために公にすることが必要である情報と認められる。

#### (2) 実施機関の主張

申立人は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。」とし、第3号ただし書に該当すると主張するが、前述のとおり不法投棄の事実がなく、また環境汚染のおそれも低いことから、現実には人の生命、健康、生活又は財産を害している事実はないし、将来これらが侵害される蓋然性も高くはない。

よって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である情報とは認められない。

### 5 争点5 ( 条例第14条第6号該当性 )

#### (1) 申立人の主張

調査対象者の供述内容等が通報者に対して開示されず、その詳細が秘匿されることになれば、通報者からの協力を得られなくなり、今後、不法投棄の事例が多発することを助長するおそれがある。また、実施機関は「当課の調査内容が、公になることにより、今後の調査対象者が当課の調査項目等を知り得る可能性もあり、その場合には調査対象者が当課の調査を切り抜ける対策をとることにより、調査が骨抜

きになるおそれも考えられる」などと言っているが、通報者には、供述内容を公表する意図はなく、通報した事案の真相を知ることが情報開示の目的である。なによりも、実施機関の調査を切り抜ける対策を取られないように、立入検査権を駆使するのが同課の使命であり、調査項目を知られても影響はないはず。

実施機関は「県の調査の多くが調査対象者の協力が前提となる任意調査で行われている」というが、一般企業の定期検査と混同しているのではないか。

危険を冒して不法投棄の調査をした通報者からの通報が、実施機関の立入検査権行使の端緒になったことを考慮すれば、供述内容等を通報者に開示されないことにより、今後住民の通報意欲の減退を惹起し、ひいては実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## (2) 実施機関の主張

調査対象者の供述内容等が公にされ、全ての県民にその詳細がさらされることになれば、今後調査対象者から協力を得られなくなり、調査が進行しなくなるおそれがある。また、当課の調査内容が公になることにより、今後の調査対象者が当課の調査項目等を知り得る可能性もあり、その場合には調査対象者が当課の調査を切り抜ける対策をとることにより、調査が骨抜きになるおそれも考えられる。

これらのことは廃棄物処理法第19条第1項の立入検査権に基づく調査についても当てはまることであるが、実施機関の調査の多くが調査対象者の協力が前提となる任意調査で行われていることを考慮すれば、供述内容等を公にすることにより、今後行われる実施機関の任意調査については、特に事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、不法投棄が事実無根であることは、県の調査記録で開示されている部分のみからでも、知ることができる。

したがって、公開することによっても事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないとする具体的根拠も示さない主張は認められず、また当該疑義事案については部分開示によっても、不法投棄の事実がなかったことが証明でき、非開示にすることにより住民からの通報が無くなるなどの事務事業の支障が生じるものではない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 争点1（条例第14条第2号ただし書口該当性）

まず、本件公文書に記録され、実施機関が非開示とした情報が、条例第14条第2号ただし書口に該当するかどうかについて検討する。

争点1に関する本件公文書における非開示情報は、「個人の職・氏名」、「住所」、「現場の地番のうち個人所有に係るもの」、「電話番号」、「産業廃棄物不適正処理事案記録簿の『事案の概要』の2文目」、「調査日時 H17.4.19 の指導記録の欄外の文」、「H17.1.8 作成メモ 市役所からの聴き取り『4』の4行目及び5行目の文」、「同メモ『5』の4～5行目及び7行目の文」及び「H17.1.8 作成メモ農業公社にて聴き取り4～10行目の文」であり、当審査会で確認したところ、これらは全て個人に関する情報で

あった。

「個人の職・氏名」の詳細は行為者、調査対象者、測定結果報告書の計量管理者、その印影及び担当者である。「住所」の詳細は現場所在地（地番を含む。個人所有に係るもの。）及び場所（個人所有に係るもの。）であり、「現場の地番のうち個人所有に係るもの」及び「電話番号」も同様に、これらは全て特定の個人を識別することができるため、条例第14条第2号に該当するものと判断する。

「産業廃棄物不適正処理事案記録簿の『事案の概要』の2文目」、「調査日時 H17.4.19 の指導記録の欄外の文」、「H17.1.8 作成メモ 市役所からの聴き取り『4』の4行目及び5行目の文」、「同メモ『5』の4～5行目及び7行目の文」及び「H17.1.8 作成メモ農業公社にて聴き取り4～10行目の文」は、個人の氏名、個人の内心、生活及び財産状況等が記されており、特定の個人を識別することができる情報、あるいは個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第14条第2号に該当するものと判断する。

また申立人は、環境汚染のおそれが高いこと、環境ホルモン、PCB及びダイオキシン類などの分析を怠っていること、周辺及び下流に溶出物が流出及び地下浸透していることから、同号ただし書口に規定される、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると主張する。それに対して実施機関は、当該調査の結果、現地搬入された残土は廃棄物ではなく、不法投棄の事実は認められず、さらに土壌の分析試験の結果からも有害物質は検出されず、環境汚染のおそれも低いことから、同号ただし書口には該当しないと主張する。

当審査会で確認したところ、問題となった残土は工事現場から現地に搬入されており、廃棄物とは認められないとの結論が出ており、残土の分析試験の結果でも有害物質の混入は認められなかった。また、環境ホルモン、PCB及びダイオキシン類などの分析を行わなかったことについても、問題となった残土が工事現場から搬入されたものであり、通常の土壌から検出される可能性のある化学物質を分析項目としたという実施機関の説明には特段不合理な点は認められなかった。なお、実施機関に確認したところ、当該工事現場が、例えば化学工場の跡地であった等の土壌汚染のおそれがある現場であったという事実はない、との回答があった。

したがって、同号ただし書口に該当しないと認められる。

しかし、非開示とした調査対象者のうち、「調査日時 H17.6.3 の指導記録中の相手方」の2行目、「調査日時 H17.4.14 の指導記録の『1 調査の趣旨』の1行目の6文字目から17文字目まで」及び「調査日時 H17.4.14 の指導記録の『3 確認結果』の3行目及び4行目」については、職務遂行に係る公務員の所属及び氏名に関する情報であるため、同号ただし書八に該当し、開示が相当であると認められる。

## 2 争点2（条例第14条第3号イ該当性）

次に、本件公文書に記録され、実施機関が非開示とした「残土搬入業者名及びその住所」、「残土が排出された工事現場名及びその住所」、「指導記録に記載されている調査対象者」及び「調査の過程で撮影した写真のうち業者が特定できるもの」などの調査対象法人に関する情報が、条例第14条第3号イに該当するかどうかについて検討する。

当該疑義事案は、不法投棄の疑いのある事案について、申立人の通報に基づき実施機関が現地調査、行政指導、残土の分析試験の依頼等を行った結果、現地搬入された残土は廃棄物ではないため、不法投棄とは認められないと結論づけた事案である。

実施機関は廃棄物の適正処理の推進を所管する部署であり、当該機関の調査が行われることは、廃棄物の不適正処理若しくはその疑いがあったことを意味する。

しかし当該疑義事案については、調査対象法人は実施機関の調査に協力し、指導にも従っていると認められる。加えて、廃棄物処理法第16条で規定される不法投棄の禁止に対する罰則は、行為者に対しては5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、法人に対しては1億円以下の罰金を科すとされているため、不法投棄事案調査対象者には重大な違法行為を行ったという社会的評価がなされるおそれが強い。

したがって、当該法人に関する情報を公開することは、当該法人があたかも廃棄物の不適正処理を行っていたかのような社会的評価がなされ、その結果、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかし、個別に非開示情報を検討したところ、「残土搬入業者名及びその住所」、「指導記録に記載されている調査対象者」及び「調査の過程で撮影した写真のうち業者が特定できるもの」については、調査対象法人が特定される情報ではあるが、「残土が排出された工事現場名及びその住所」のうち、「公共施設建設に係る工事現場名及びその住所」については、争点1で開示が相当であると判断した公務員情報から工事現場名が容易に推測されること、また、公共工事という性格上、その請負業者に対する風評被害が発生するおそれは少なく、請負業者には適正処理について説明する義務があると解すべきであると考えられるため、開示が相当であると認められる。

### 3 争点3（条例第14条第3号口該当性）

申立人は、当該調査が廃棄物処理法第19条第1項に規定される立入検査権に基づく調査であると主張する。

ところで実施機関は、廃棄物の適正処理の推進を図るため、廃棄物が関係した事案であれば、同法第19条第1項の立入検査権で調査を行うことができる。しかし、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するかどうかについては、様々な要素を加味した上で総合的に判断を行っているため、明らかに同法上の廃棄物と認定できない段階で調査に入る場合は、まず通常の行政活動の中で調査を進め、廃棄物性が認定された段階で同法第19条第1項の立入検査に切り替える運用をしていることが確認された。したがって、廃棄物性が認定できない段階で調査が開始された当該疑義事案では、立入検査権を用いずに、通常の行政活動の中で調査を行ったという実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

一般に、通常の行政活動の中での調査は相手方の任意の協力により行われるものである。そのため、円滑に調査を進めるために、実施機関が公にしないとの条件で相手方から任意に情報の提供を受け、あるいは提供に先立ち、相手方が非公開の条件を提示した上で実施機関が提供を受けることは、当然に考えられることである。

したがって、当該調査が廃棄物の不法投棄の事実があるのか否かが不明確な段階で、当該疑義事案の解明を図るために行われたことをかんがみると、相手方の情報を収集するに当たり、このような条件を付けたことは合理的であったと認められる。

実施機関が条例第14条第3号口に該当するとして非開示にした情報は、「残土搬入業者から提出を受けた設計書鏡」、「廃棄物の撤去報告書」、「廃棄物を撤去した際のマニフェストの写し」、「農業公社から提供を受けた資料の写し」、「調査の過程で撮影した写真のうち業者が特定できるものなど」、「残土発生現場の工事業者が行った残土の計量証明書の写し」、「残土が排出された工事に関する土工事概要書の写し」、「残土が排出された工事に関する工事費集計表の写し」、「残土搬入についての承諾書の写し」、「残土が排出された工事に関する土工事施工計画書の写し」、「残土搬入業者から提出を受けた写真」及び「公図」である。これらは実施機関が通常に受領する情報ではなく、当該調査に際して公にしないことを条件として任意に提供を受けたものであるため、同号口に該当し、非開示が相当であると認められる。

#### 4 争点4（条例第14条第3号ただし書該当性）

申立人は、当該疑義事案は不法投棄の疑惑が強く残っており、環境汚染、土壌汚染、地下水汚染のおそれも極めて高いことから、条例第14条第3号ただし書に該当すると主張している。

しかし、当該調査の結果、現地搬入された残土は廃棄物ではなく、不法投棄の事実は認められなかった。また、土壌の分析試験の結果でも有害物質は検出されず、加えて当該試験結果については本件処分時に申立人へ開示されている。

したがって、条例第14条第3号イ及びロに該当するとして、争点2及び3で非開示が相当であるとした法人等事業情報を公にすることによって保護される、人の生命、健康等の利益と、当該情報を公にしないことによって保護される当該法人等の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者の利益を上回るとは認められない。

よって、争点2及び3で非開示とした法人等事業情報は同号ただし書にも該当しない。

#### 5 争点5（条例第14条第6号該当性）

最後に、「残土搬入業者名及びその住所」、「指導記録に記載されている調査対象者」、「指導記録に記載されている聴取内容」及び「高崎保健福祉事務所からFAXにて送信された指導記録簿に記載されている聴き取り内容」等の情報を開示することにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるかどうかについて検討する。

実施機関は、当該情報を開示すると、今後、調査対象者から協力を得られなくなり、調査が進行しなくなるおそれがあること、調査内容が公になることにより、調査項目等を知り得る可能性もあり、その場合には、調査対象者が調査を切り抜ける対策をとることにより、調査が骨抜きになるおそれがあると主張する。

争点3で述べたとおり、当該調査は相手方の任意の協力により行われており、その際の供述、情報提供等は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼のもとに行われている。そのため、公にすることが予定されていない当該情報を突然公にすることになると、調査対象者との間の信頼関係を損ね、反発や警戒心を招き、今後の効果的な聴取調査が困難になるおそれ、有効な情報提供を得ることが困難となるおそれが予想される。

したがって、当該情報を開示することは、実施機関が行う不法投棄疑義事案を調査する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、申立人は当該情報が開示されないことにより、今後住民の通報意欲の減退を惹起し、ひいては実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨を主張している。しかし、本件事案における条例第14条第6号該当性は、あくまで、今後実施機関が調査対象者に対して行う調査等に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するものであるため、申立人の主張は認めることができない。

## 6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 7月26日	諮問
平成17年 8月26日	実施機関からの理由説明書を受領
平成17年10月12日	異議申立人からの意見書を受領
平成17年12月19日 (第118回審査会)	審議(本件事案の概要説明) (異議申立人、実施機関の口頭意見陳述)
平成18年 1月23日 (第119回審査会)	審議
平成18年 2月20日 (第120回審査会)	審議
平成18年 2月28日	答申

別表 審査会が開示すべきと判断した部分と実施機関が非開示とした理由

対象公文書	審査会が開示すべきと判断した部分	実施機関が非開示とした理由
産業廃棄物不適正処理事案記録簿 (登録番号 562-3)	1 ページ ・「経過記録」の日時 17.4.14 の「内容」の 1 文字目から 19 文字目まで	【第 3 号イ該当】
指導記録 (調査日時 H17.6.3)	1 ページ ・「場所」 の行 ・「相手方」 の 2 行目 ・「3 廃棄物と認められない理由」 の 16 文字目から 33 文字目まで ・「5 確認結果」 の行 2 ページ ・上から 5 行目 ・上から 11 行目 の 1 文字目から 11 文字目まで ・上から 24 行目の 1 文字目から 11 文字目まで ・上から 38 行目の 19 文字目から 29 文字目まで 3 ページ ・「6 今後の方針」の上から 3 行目の文末から 4 行目の 16 文字目まで ・「6 今後の方針」の上から 5 行目の 3 文字目から 19 文字目まで ・「7 入手資料」 の 1 文字目から 13 文字目まで	【第 3 号イ該当】 【第 2 号該当】 【第 3 号イ該当】 【第 3 号イ該当】
聴取記録 (調査日時 H17.5.31)	1 ページ ・「3 確認結果」の 1 行目の 23 文字目から 2 行目の 20 文字目まで 2 ページ ・「4 今後の方針」の 1 行目の 27 文字目から 2 行目の 4 文字目まで	【第 3 号イ該当】 【第 3 号イ該当】
指導記録 (調査日時 H17.4.14 16:10 ~ 16:30)	・「1 調査の趣旨」の 1 行目の 6 文字目から 17 文字目まで ・「1 調査の趣旨」の 2 行目の 13 文字目から 23 文字目まで	【第 2 号該当】 【第 3 号イ該当】
指導記録 (調査日時 H17.4.14 13:30 ~ 13:50)	1 ページ ・「場所」 ・「3 確認結果」の 1 行目の 21 文字目から 33 文字目まで ・「3 確認結果」の 3 行目及び 4 行目 2 ページ ・「4 今後の方針」の 1 行目の 28 文字目から 2 行目の 11 文字目まで ・「6 資料」の 1 行目の 1 文字目から 19 文字目まで	【第 3 号イ該当】 【第 3 号イ該当】 【第 2 号該当】 【第 3 号イ該当】 【第 3 号イ該当】
市役所からの聞き取り (H17.1.8 作成メモ)	1 ページ ・「2」の 2 行目の 31 文字目から 3 行目の 6 文字目まで	【第 3 号イ該当】